

山口県消費者トラブル解決キャラクター「188（いやや）マン」
イラストの使用について

（趣旨）

第1条 この要領は、山口県消費者トラブル解決キャラクター「188（いやや）マン」イラスト（以下「188マン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用の目的）

第2条 「188マン」は、消費者被害の未然防止、消費生活相談窓口の広報又は消費者教育のために、公益に資する目的として使用するものとする。

（使用の申請等）

第3条 山口県内の消費者団体等は、あらかじめ「188マン」使用承認申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添付して、山口県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に届出（別記様式第2号）をすることにより使用できるものとする。

- （1）山口県内の地方公共団体が使用するとき。
- （2）山口県内の学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- （3）報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- （4）そのほか、知事が適当と認めたとき。

（使用承認）

第4条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「188マン」の使用を承認するものとする。この場合において、知事が必要と認めるときは、条件を付すことができる。

- （1）山口県及び消費者行政の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- （2）山口県消費者トラブル解決キャラクター「188（いやや）マン」イラストの手引きに定められた正しい使用方法に従って使用しないとき。
- （3）第2条にそぐわない方法によって使用するとき。
- （4）「188マン」を使用した物品等を有償で配布するとき。
- （5）特定の者の利益が図られるおそれのあるとき。
- （6）法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- （7）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- （8）「188マン」のイメージを損なう、又はそのおそれのあるとき。
- （9）そのほか、知事が不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、「188マン」使用承認書（別記様式第3号）をもって行うものとする。

(使用料)

第5条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 「188マン」を使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、知事の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 山口県消費者トラブル解決キャラクター「188(いやや)マン」イラストの手引きに定められた使用方法と異なる方法で使用しないこと。
- (4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(使用状況の報告等)

第7条 知事は、第3条のただし書きにより使用の申請を省略したものに対し、「188マン」の使用状況について報告を求めることができる。

2 知事は、「188マン」の使用の承認を受けたものに対し、「188マン」の使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(承認の取消し)

第8条 知事は、「188マン」の使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、「188マン」の使用承認を取り消した場合、使用承認を受けたものに損害が生じてても、知事はその責を負わない。

2 「188マン」の使用承認を受けたものが、「188マン」の使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、知事は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(知的財産権・非侵害保証)

第10条 「188マン」に係る著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)その他一切の知的財産権は、山口県に帰属する。

2 「188マン」を使用するものは、山口県に対し、イラスト使用媒体が第三者の著作権その他一切の権利を侵害しないことを保証すること。

(山口県から提供された資料の取扱い)

第11条 「188マン」を使用するものは、山口県から提供されたイラスト電子データ等を善良な管理者の注意をもって保管及び管理しなければならない。山口県の承諾を得ないで第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 「188マン」を使用するものは、山口県の指示がある場合には、山口県の選択に従い、イラスト電子データ等を破棄・消去等すること。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、「188マン」の取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月15日から施行する。